

事務事業に係る準備状況一覧（重要項目）【総務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果（調整方針）	統合に向けた主な準備状況
1	水道用水供給事業組織	本項目は、統合後の組織体制について調整するもの。	<p>新用水供給事業を円滑に運営するため、企業局に「(仮称)用水供給部」を新設する。</p> <p>(仮称)用水供給部には、用水供給事業の総合調整、企画、経営管理等を担う「(仮称)用水供給管理課」及び大規模施設の更新や施設の維持・運転管理の総括等を担う「(仮称)用水供給施設課」を設置する。</p> <p>また、地域において施設の更新や維持・運転管理等を行うため、「(仮称)九十九里用水供給事務所」及び「(仮称)南房総用水供給事務所」を設置する。</p> <p>なお、人事、予算、経理などの管理部門は、現企業局の管理部に集約する。</p> <p>詳細な組織体制については統合までに調整する。</p> <p><イメージ図></p>	<p>・詳細な組織体制は、以下のとおりとする。</p>
4	職員の任免、分限、懲戒、その他勤務条件	本項目は、企業団職員の任免方法について調整するもの。	<p>(職員の任免)</p> <p>職員の任免については、各団体とも、地方公務員法等に従い行っており、職員の採用方法や退職に係る勧奨の取扱い基準の有無に相違があるが、統合後は企業局の組織となるため、企業局の取扱いによることとする。</p> <p>また、両企業団に現に所属する職員のうち、希望者については引き続き県職員として勤務する方針とするが、法令上、身分は企業局に自動継承されないため、県は新たな採用行為を行うこととする。</p> <p>なお、両企業団職員はすでに企業団実施の採用試験に合格し現に任用されている地方公務員であり、職務に必要な一定の教養や専門性、適性は担保されていると考えられるため、採用は、書類による選考で行う予定とする。</p> <p>(分限)</p> <p>分限処分については、各団体とも、地方公務員法等に従い行っており、降給制度の有無等の相違はあるが、統合後は企業局の組織となるため、企業局の取扱いによることとする。</p> <p>(懲戒)</p> <p>懲戒処分については、各団体とも、地方公務員法等に従い行っており、交通事故等に係る処分の基準等に相違があるが、統合後は企業局の組織となるため、企業局の取扱いによることとする。</p>	<p>(職員の任免)</p> <p>・企業局における選考関係業務が完了し、人事委員会において選考が完了した。</p> <p>(分限)</p> <p>・統合に向けて、特段の準備は不要である。</p> <p>(懲戒)</p> <p>・統合に向けて、特段の準備は不要である。</p>

事務事業に係る準備状況一覧（重要項目）【総務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果（調整方針）	統合に向けた主な準備状況												
			<p>（その他勤務条件） 各団体とも、条例等にその他勤務条件を定めており、休暇の種類や期間等に相違があるが、統合後は企業局の組織となるため、企業局の取扱いによることとする。</p>	<p>（その他勤務条件） ・企業局における休暇の種類や期間等について、両企業団職員への周知を行った。</p>												
8	職員の勤務時間（一般職員、交代勤務など）	本項目は、統合後の職員の勤務時間について調整するもの。	<p>（一般職員（交替制勤務職員を除く職員）） 各団体の勤務時間等については、企業局では令和6年6月にフレックスタイム制が導入されているという相違があるが、統合後は企業局の組織となるため、企業局の取扱いによることとする。</p> <p>（交替制勤務職員） 各団体の勤務時間等については、週休日や始業・終業時刻等に相違はあるものの、統合後は企業局の組織となるため、企業局の取扱いによることとする。</p>	<p>（一般職員（交替制勤務職員を除く職員）） ・企業局における勤務時間等について、両企業団職員への周知を行った。</p> <p>（交替制勤務職員） ・企業局における勤務時間等において、両企業団職員への周知を行うとともに、交替制勤務の職員のシフト調整を行った。</p>												
12	職員の給料	本項目は、統合後の職員の給料について調整するもの。	<p>給料表については、各団体とも条例等において規定しており、各級における号給の構成や給料月額に相違があるが、統合後は企業局の組織となるため、企業局の給料表を適用することとする。</p> <p>職員の職や給料表の適用等については、企業局が企業団と調整の上、定めるものとする。</p> <p>なお、企業団職員の統合後の給与については、企業団在籍時の給与水準を保障する。</p>	<p>・企業局における給料表等について、両企業団職員への周知を行うとともに、職員の職や給料表の適用等について、人事委員会における選考が完了し、初任給が決定された。</p> <p>・なお、令和8年3月分の両企業団職員の給与、実績手当（時間外、旅費等）について、年度を跨ぐ支払いとなるものは統合後の用水供給事務所にて行うこととした。</p>												
13	初任給・昇給・級別標準職務基準	本項目は、統合後の職員の初任給等について調整するもの。	初任給・昇格・級別標準職務基準については、各団体とも規則等において規定しており、初任給を定めている初任給基準表や昇格基準となっている級別資格基準表等に相違があるが、統合後は企業局の組織となるため、企業局の初任給・昇格・級別標準職務基準を適用することとする。	・統合に向けて、特段の準備は不要である。												
14	職員の手当（通勤、特殊勤務、時間外、その他）	本項目は、統合後の職員の手当について調整するもの。	職員の手当（通勤、特殊勤務、時間外、その他）については、各団体とも条例等において規定しており、一部の手当に相違があるが、統合後は企業局の組織となるため、企業局の取扱いによることとする。	・企業局における特殊勤務手当の業務内容と認定手当の必要書類等について、両企業団職員への周知を行った。												
23	各種協議会等	本項目は、協議会の設置、扱う議題について調整する。	<p>経営状況や施設整備の取組状況等の情報共有を図るための会議体を設置することとし、詳細は統合までに調整する。</p> <p>また、料金改定や統合後11年目以降の財源措置の検討などの際は、その都度、必要な情報提供及び意見交換を行う。</p>	<p>・設置する会議体の詳細は以下のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1635 1520 2813 1827"> <tr> <td>名称</td> <td>（仮称）千葉県水道用水供給事業連絡会議</td> </tr> <tr> <td>目的</td> <td>経営状況や施設整備の取組状況等の情報共有及び意見交換</td> </tr> <tr> <td>所掌</td> <td>前年度の決算状況・事業実績及び今後の主要工事の予定に係る情報共有等</td> </tr> <tr> <td>組織</td> <td>千葉県（水政課及び企業局）、受水団体及び21市町村（課長級職員で構成）</td> </tr> <tr> <td>事務局</td> <td>千葉県（水政課）</td> </tr> <tr> <td>備考</td> <td>開催頻度は年1回を想定</td> </tr> </table>	名称	（仮称）千葉県水道用水供給事業連絡会議	目的	経営状況や施設整備の取組状況等の情報共有及び意見交換	所掌	前年度の決算状況・事業実績及び今後の主要工事の予定に係る情報共有等	組織	千葉県（水政課及び企業局）、受水団体及び21市町村（課長級職員で構成）	事務局	千葉県（水政課）	備考	開催頻度は年1回を想定
名称	（仮称）千葉県水道用水供給事業連絡会議															
目的	経営状況や施設整備の取組状況等の情報共有及び意見交換															
所掌	前年度の決算状況・事業実績及び今後の主要工事の予定に係る情報共有等															
組織	千葉県（水政課及び企業局）、受水団体及び21市町村（課長級職員で構成）															
事務局	千葉県（水政課）															
備考	開催頻度は年1回を想定															

事務事業に係る準備状況一覧（重要項目）【経理・業務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果（調整方針）	統合に向けた主な準備状況															
32	出資金・負担金の整理	本項目は、構成市町村が負担してきた負担金、出資金及び借入金に係る取扱い並びに出資による権利を調整するもの。	<p>両企業団においては、その設立等にあたり、構成市町村からの出資及び負担を受けて施設の整備・取得を進めてきたところである。</p> <p>両企業団が構成市町村の出資・負担により取得した資産については、「九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道の統合に関する覚書」（以下、「覚書」という）第3条第1項の規定に基づき、両企業団から千葉県企業局に無償で引き継ぐものとする。</p> <p>構成市町村の出資による権利については、覚書第4条第1項の規定に基づき、千葉県企業局に引き継がれないこととする。</p> <p>なお、構成市町村の出資債の残額については、市町村がこれを保有し、返済する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 両企業団が所有する財産の処分については、構成市町村の令和7年6月議会において議決され、九十九里地域水道企業団においては令和7年7月9日、南房総広域水道企業団においては令和7年6月26日に協議が整い、解散の届出と併せて千葉県知事に届出を行った。これにより、両企業団が構成市町村の出資・負担金により取得した資産については、両企業団から千葉県企業局に無償で引き継ぐこととなった。 出資による権利の消滅にあたっては、市町村議会の議決が必要ない旨確認し、各市町村と共有した。 構成市町村の出資債については、統合後も引き続き普通交付税の対象になることを確認し、各市町村と共有した。 															
40	資産管理・計画・運用	本項目は、引継資産及び負債を整理し、処分が必要となる資産の取扱いを調整するもの。	<p>各団体とも、それぞれ所管する財務規程等により、資産管理等について定めており、財産の貸付等の事務処理に相違はあるものの、統合後において、両企業団は企業局の組織となることから、統合後は「千葉県企業局財務規程」等に基づき、事務を実施するものとする。</p> <p>また、水道用水供給事業の用に供しない資産及び当該資産に係る負債については、「九十九里地域・南房総地域の水道用水供給事業体と県営水道との統合に関する覚書」（以下、「覚書」という）第3条第2項の規定に基づき、両企業団において、解散前に処分するとされていることから、統合までに、両企業団において処分を行う。</p> <p>なお、関係団体との協議により、技術的に撤去が困難であると見込まれるものについては、状況に応じた対応を検討したうえで、企業局が管理を引き継ぐものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 両企業団が所有する財産の処分については、構成市町村の令和7年6月議会において議決され、九十九里地域水道企業団においては令和7年7月9日、南房総広域水道企業団においては令和7年6月26日に協議が整い、解散の届出と併せて千葉県知事に届出を行った。 九十九里地域水道企業団の財産については、全て千葉県企業局に承継する。 南房総広域水道企業団の財産については、下表の水道用水供給事業の用に供しない資産を所在市町村に承継し、その他は全て千葉県企業局に承継する。 財産を承継する手続き（名義変更・登記の変更等）については、解散後（統合後）に行うこととした。 <p>○水道用水供給事業の用に供しない資産</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>承継先</th> <th>名称</th> <th>所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南房総市</td> <td>三芳系加圧ポンプ場用地</td> <td>南房総市下滝田字寺原 249-2</td> </tr> <tr> <td>大多喜町</td> <td>大多喜導水管用地</td> <td>大多喜町上原字打越堀 1198-2, 1199-3, 1189-5, 1191-9</td> </tr> <tr> <td>大多喜町</td> <td>井戸川水管橋の土地</td> <td>大多喜町西部田字川島 905-4, 大多喜町西部田 字川田 912-14</td> </tr> <tr> <td>大多喜町</td> <td>吐水施設（槽）の土地</td> <td>大多喜町西部田字竹ノ沢 798-2, 大多喜町上原 西部田柳原入会字沢山 11-543, 11-544, 11-545</td> </tr> </tbody> </table>	承継先	名称	所在地	南房総市	三芳系加圧ポンプ場用地	南房総市下滝田字寺原 249-2	大多喜町	大多喜導水管用地	大多喜町上原字打越堀 1198-2, 1199-3, 1189-5, 1191-9	大多喜町	井戸川水管橋の土地	大多喜町西部田字川島 905-4, 大多喜町西部田 字川田 912-14	大多喜町	吐水施設（槽）の土地	大多喜町西部田字竹ノ沢 798-2, 大多喜町上原 西部田柳原入会字沢山 11-543, 11-544, 11-545
承継先	名称	所在地																	
南房総市	三芳系加圧ポンプ場用地	南房総市下滝田字寺原 249-2																	
大多喜町	大多喜導水管用地	大多喜町上原字打越堀 1198-2, 1199-3, 1189-5, 1191-9																	
大多喜町	井戸川水管橋の土地	大多喜町西部田字川島 905-4, 大多喜町西部田 字川田 912-14																	
大多喜町	吐水施設（槽）の土地	大多喜町西部田字竹ノ沢 798-2, 大多喜町上原 西部田柳原入会字沢山 11-543, 11-544, 11-545																	
61	水道用水供給料金体系	本項目は、統合後の水道用水供給料金体系を調整するもの。	統合基本計画のとおりとする。	<ul style="list-style-type: none"> 「千葉県水道用水供給条例」を令和7年9月県議会において制定し、用水供給料金について規定した。 「千葉県水道用水供給条例施行規程」については、令和8年3月末までに制定するとともに、「水道用水供給事業の実施に関する協定」及び「市町村負担金協定」等を令和8年4月に締結し、用水供給料金の詳細について規定する。 															

事務事業に係る準備状況一覧（重要項目）【工務部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果（調整方針）	準備状況
69	水道事業の計画（認可の調整・申請）	本項目は、新用水供給事業としての認可申請の形態について調整するもの。	九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団は解散し、企業局は九十九里地域の水道用水供給事業及び南房総地域の水道用水供給事業が事業統合した水道用水供給事業を経営することとし、水道用水供給事業の創設認可を申請、取得する。	<p>【報告第1号再掲】</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和8年1月に事業認可申請書を国に提出し、3月末までに事業が認可される見込みである。 両企業団の認可の廃止についても、令和8年2月に廃止許可申請書を国に提出した。
74	浄水場整備事業	本項目は、浄水場内の設備更新工事に係る計画を確認し、事業の進め方を整理するもの。	<p>両企業団の浄水施設のうち、土木・建築構造物については法定耐用年数を超過していないものの、電気設備、機械設備等の設備類は法定耐用年数を超過している施設が多いことから、安定給水を維持するため、計画的に更新することとする。</p> <p>なお、計画の策定にあたっては、目標使用年数を設定し、年度ごとの事業量の妥当性についても勘案した上で、重要度や健全度を踏まえ、設備類の老朽化対策を施設整備計画に位置付けていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年12月23日に決定した統合基本計画において、設備類の老朽化対策を統合基本計画第4章施設整備計画に位置付けた。
75	水道施設耐震化改良事業	本項目は、浄水場等の土木・建築構造物の耐震化布設工事に係る計画を確認し、事業の進め方を整理するもの。	九十九里地域水道企業団では、浄水施設・管路の一部が耐震化されていない状況であり、南房総広域水道企業団では、浄水施設は耐震化されているものの、管路の一部が耐震化されていない状況であることから、安定給水を確保するため、施設整備計画に耐震化事業を位置付け、耐震化を計画的に促進することとする。	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年12月23日に決定した統合基本計画において、耐震化事業を統合基本計画第4章施設整備計画に位置付けた。
119	取水、導水、送水管改良事業	本項目は、両企業団における取水、導水、送水管の状況、更新の考え方、耐震化の取り組みについて確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>令和4年度末時点で、九十九里地域水道企業団では、法定耐用年数を超過している管路が半数を超え老朽化が進んでおり、南房総広域水道企業団では、法定耐用年数を超過している管路はないものの、将来的には老朽化が見込まれることから、老朽化の度合いを踏まえつつ、安定給水を維持するため、計画的に更新することとする。</p> <p>なお、計画の策定にあたっては、目標使用年数を設定し、年度ごとの事業量の妥当性についても勘案した上で、管路の老朽化対策を施設整備計画に位置付けていく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和6年12月23日に決定した統合基本計画において、管路の老朽化対策を統合基本計画第4章施設整備計画に位置付けた。

事務事業に係る準備状況一覧（重要項目）【維持管理部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果（調整方針）	準備状況
87	浄水場等の 運転管理業務	本項目は、各団体の浄水場の運転管理マニュアルや運転管理体制の状況を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>1 運転管理マニュアル</p> <p>各団体ともに浄水方法や機械設備に応じて浄水場ごとに運転管理マニュアルを作成し、通常時及び停電等緊急時の運転管理を行っている。</p> <p>各浄水場の特性に応じた対応を行う必要があることから、統合後も引き続き各浄水場の現行のマニュアルに基づき運転管理を行うこととする。</p> <p>2 運転管理体制</p> <p>各団体の浄水場は、安定的な供給や原水水質の変動に応じた浄水処理を的確に行う必要があるため、浄水場ごとに交替制勤務による24時間体制の運転管理を実施しており、統合後も引き続き現行の運転管理体制を継続することとする。</p> <p>なお、各浄水場で直営、委託の別や職員の配置など運転管理体制に相違があることから、統合後において、各浄水場の運転管理体制のあり方について検討を行うこととする。</p>	<p>1 運転管理マニュアル</p> <ul style="list-style-type: none"> 統合に向けて、特段の準備は不要である。 <p>2 運転管理体制</p> <ul style="list-style-type: none"> 統合に向けて、特段の準備は不要である。
88	浄水施設の 維持管理 (機械・電気 設備の保守 点検)	本項目は、各団体の浄水施設の維持管理の状況を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	両企業団ともに「水道施設の点検を含む維持・修繕に関するガイドライン（厚生労働省）」「水道維持管理指針（日本水道協会）」等に基づいて点検を実施しており、統合後においても当面の間は、現行の維持管理を継続するものとし、国のガイドラインや指針等が変更された場合はその内容を確認の上、適切に対応するものとする。	<ul style="list-style-type: none"> 統合に向けて、特段の準備は不要である。
98	取水、導水、 送水管付属 施設保守点検 業務	本項目は、統合後の取水、導水、送水管付属施設の保守点検業務の状況を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>1 取水、導水、送水管付属施設（水管橋を除く）</p> <p>「水道施設の点検を含む維持・修繕に関するガイドライン（厚生労働省）」（以下「ガイドライン」という。）において、付属施設の点検方法や頻度及び、対象施設については濁水発生リスク等を考慮した上で選定することなどが示されており、両企業団ともガイドラインに基づき点検を行っているため、当面の間、現行のとおり点検を行うこととする。</p> <p>なお、付属施設の点検方法については目視及び作動確認などにより行うこととされているが、一部、作動確認により濁水の発生が懸念される弁類については、作動確認の対象外とし、目視のみの点検に留めていることから、施設の更新後は濁水発生等のリスクに留意しながら、順次、作動確認を含めた点検を実施するものとする。</p> <p>2 水管橋</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和6年4月1日施行の水道法施行規則の改正により、おおむね5年に1回以上の点検の実施や点検の記録及び保存等が義務付けられるため、両企業団においては、改正後の施行規則に基づき適切に点検を実施していくこととする。なお、両企業団記録の様式及び保存方法等については、統合までに統一するよう調整する。 水道法施行規則改正に伴う国の通知に基づき、点検（調査・診断）に係る新技術の活用については、他事業者の活用事例等を参考に、効率性や客観性を重視し、検討するものとする。 	<p>1 取水、導水、送水管付属施設（水管橋を除く）</p> <ul style="list-style-type: none"> 統合に向けて、特段の準備は不要である。 <p>2 水管橋</p> <ul style="list-style-type: none"> 両企業団の点検記録簿の様式及び保存方法等について、統一した。 なお、点検（調査・診断）に係る新技術の活用については統合後に検討する。

事務事業に係る準備状況一覧（重要項目）【維持管理部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果（調整方針）	準備状況
103	取水・導水・送水管の維持・修繕体制	本項目は、各団体の取水、導水、送水管の巡視・点検等の実施状況を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの。	<p>1 通常時の管路巡視・点検 水道施設の点検を含む維持・修繕の実施に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）において、管路点検の実施内容及び頻度などが例示されており、両企業団においては、点検の実施にあたっては直営、委託の別や点検頻度に違いがあるものの、ガイドラインに基づき適切に実施していることから、統合後においても現行のとおりとする。</p> <p>2 緊急時の管路巡視・点検 両企業団ともに、マニュアル等に基づき、緊急時の連絡体制を整備し、地震等の災害が発生した場合や事故等の通報を受けた場合には、臨時・緊急の管路巡視・点検を適時実施しているが、巡視・点検を実施する場合の震度など、点検実施の基準に相違があるため、統合時までに新用水供給事業として策定する危機管理対策マニュアルにおいて基準を統一し、適時実施していくこととする。</p>	<p>1 通常時の管路巡視・点検 ・統合に向けて、特段の準備は不要である。</p> <p>2 緊急時の管路巡視・点検 ・「企業局水道用水供給事業震災対策基本計画」及び「企業局水道用水供給事業事故等対策基本計画」を作成した。</p>
113	災害対策基本計画	本項目は、各団体の災害対策基本計画の策定状況を確認し、新用水供給事業の災害対策基本計画の取扱いについて整理するもの。	<p>企業局では、千葉県地域防災計画に基づき、水道事業としての災害時における対策を定めた「企業局水道事業震災対策基本計画」及び「企業局水道事業事故等対策基本計画」を策定し、災害対応を行っている。</p> <p>両企業団においても災害時における対策を定めて災害対応を行っているところだが、統合後は県の組織となることから、企業局の基本計画を参考に、統合までに千葉県地域防災計画に基づいた新用水供給事業としての災害対策基本計画を策定することとする。</p>	<p>・「企業局水道用水供給事業震災対策基本計画」を作成した。</p>
114	応急対策マニュアル等作成	本項目は、各団体の危機管理対策マニュアルの策定状況を確認し、新用水供給事業の危機管理マニュアルの取扱いについて整理するもの。	<p>1 危機管理対策マニュアル 両企業団は、地震や事故等に対する対策マニュアルを策定しているものの内容に相違があることから、統合までに企業局の各対策マニュアル及び国の「危機管理対策マニュアル策定指針」を参考に、新用水供給事業としての危機管理対策マニュアルを策定することとする。</p> <p>2 水安全計画 各団体ともに国の「水安全計画策定ガイドライン」に基づき計画を策定しており、水源から給水栓もしくは受水団体の配水池までに存在する危機リスクの抽出及び対応等を行っていることから、統合までに両企業団の現行の計画を基に、新用水供給事業としての水安全計画を策定することとする。</p> <p>3 情報セキュリティ対策マニュアル 両企業団ともにネットワーク運用規程等において、情報セキュリティ対策を掲げているものの、統合後は県の組織となることから、「千葉県情報セキュリティ基本方針」、「千葉県情報セキュリティ対策基準」に基づき情報セキュリティ対策を講じるとともに、「千葉県企業局情報</p>	<p>1 危機管理対策マニュアル ・「企業局水道用水供給事業震災対策行動基準」、「企業局水道用水供給事業事故等対策行動基準」及び「企業局水道用水供給事業新型インフルエンザ等対応マニュアル」を作成した。</p> <p>2 水安全計画 ・「千葉県水道用水供給事業水安全計画」を作成した。</p> <p>3 情報セキュリティ対策マニュアル ・令和8年3月末までに「千葉県企業局情報システム運用管理要領」及び「千葉県企業局情報システム危機管理対応マニュアル」の改正を行う。</p>

事務事業に係る準備状況一覧（重要項目）【維持管理部会所掌分】

No.	調整項目	検討内容	検討結果（調整方針）	準備状況
			<p>システム運用管理要領」、「千葉県企業局情報システム危機管理対応マニュアル」の改正を行い、同要領等に基づき対応することとする。</p> <p>4 訓練の実施</p> <p>両企業団ともにマニュアル等に基づき訓練を実施しているが、内容に相違があることから、統合後においては、新たに策定する危機管理対策マニュアルに基づき、災害時における対応力向上のため、訓練を実施することとする。</p>	<p>4 訓練の実施</p> <p>・「企業局水道用水供給事業震災対策基本計画」を作成した。</p>
115	緊急時の応援協定の取扱い	本項目は、各団体の緊急時の応援協定の状況を確認し、統合後の取扱いについて整理するもの	<p>1 他事業体との相互応援協定</p> <ul style="list-style-type: none"> 各団体ともに参画している「千葉県水道災害相互応援協定」及び「日本水道協会千葉県支部災害時相互応援に関する協定」については、両企業団の解散後も、災害等緊急時の対応に必要であるため、統合後の用水供給事業として協定が有効となるよう、統合時までに協定締結者の変更など必要な手続きを行うこととする。 企業局では県外の他事業体との応援協定を個別に締結していることから、統合後の用水供給事業としてより効果的な応援体制となるよう、統合後速やかに検討を進める。 <p>2 工事業者等との協定</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害等緊急時に速やかに対応できるよう、九十九里地域水道企業団は、土木業者、設備業者及び資材メーカーと、南房総広域水道企業団は、土木業者及び資材メーカーとそれぞれ協定を締結していることから、統合後も各協定を当面の間継続するよう、統合時までに協定締結者の変更など必要な手続きを行うこととする。 南房総広域水道企業団は、協定を締結していない設備業者との協定を統合時までに締結し、統合後も当面の間継続するよう調整する。 企業局では土木業者の協定を業界団体と締結しており、九十九里地域水道企業団及び南房総広域水道企業団ではそれぞれ個別事業者と協定を締結しているなど、各団体の協定には締結先などに相違があることから、統合後の用水供給事業としてより効果的な応援体制となるよう、統合後速やかに検討を進める。 <p>3 燃料供給に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害等緊急時における燃料確保のため、九十九里地域水道企業団は石油販売業者と災害時の供給協定を締結しており、統合後も当面の間継続することとし、統合時までに協定締結者の変更など必要な手続きを行うこととする。 南房総広域水道企業団は、石油販売業者と燃料供給に関する協定を締結していないが、災害等緊急時の燃料調達を円滑にするため、統合時までに石油販売業者と協定を締結し、統合後も当面の間継続するよう調整する。 企業局では燃料協定の締結先を業界団体とするなど、各団体の協定には締結先などに相違があることから、統合後の用水供給事業としてより効果的な応援体制となるよう、統合後速やかに検討を進める。 	<p>1 他事業体との相互応援協定</p> <ul style="list-style-type: none"> 統合に向けて、協定締結者の変更など必要な手続きを行う必要がないため、特段の準備は不要である。 <p>2 工事業者等との協定</p> <ul style="list-style-type: none"> 両企業団において、統合後も各協定を当面の間継続できるよう、協定締結者の変更など必要な手続きを行った。 南房総広域水道企業団においては、協定を締結していない設備業者との協定を締結した。 <p>3 燃料供給に関する協定</p> <ul style="list-style-type: none"> 九十九里地域水道企業団においては、締結している石油販売業者との災害時の供給協定について、統合後も当面の間継続できるよう、協定締結者の変更など必要な手続きを行った。 南房総広域水道企業団においては、新たに石油販売業者と燃料供給に関する協定を令和7年4月に締結しており、統合後も当面の間継続できるよう、協定締結者の変更など必要な手続きを行った。

※項目番号96、101は欠番

